

市民交流課・危機管理課

事業名	内容	利用料	備考
市民相談	・月～金曜日（祝日除く） 9時～16時30分 ・市政に対する要望、借地、借家、相続、夫婦親子、近隣関係、高齢者の悩み事、交通事故、損害賠償、保険関係などに関する相談	無料	連絡先 市役所市民相談窓口 （市民交流課） 073-483-8455
法律（弁護士）相談	・海南市役所会議室 （8月、2月は下津行政局） ・日時は、広報かいなんに掲載（第4火曜日13時） ・予約制（先着10人程度） 申込は相談日の1週間前から（休日除く9時～17時）	無料	連絡先 市民交流課 073-483-8455
	・住民センター ・時間は、13時～15時30分 ・日程は、広報かいなんに掲載 ・予約制（先着10人） 申込は相談日の1週間前から（休日除く9時～17時）		連絡先 住民センター 073-487-1839
消費生活相談	・月曜～金曜9時30分～16時（土日祝、12/29～1/3は休み） ・申し込み不要	無料	連絡先 海草地域消費生活相談窓口 073-483-8777
家具転倒防止促進事業	地震時における家具の転倒から生命及び身体を守るために、家具（タンス、本棚、食器棚等）、家電製品（テレビ、冷蔵庫等）などの転倒防止対策工事費や転倒防止器具購入費に補助金を交付します。	補助率：10/10（全額） （上限1万円） ※過去に市の事業を利用した方は対象外	要件：次のいずれかを満たすこと （1）65歳以上の高齢者がいる世帯 （2）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている方がいる世帯 （3）介護保険の要介護認定で要介護1以上の方がいる世帯 （4）その他市長が特に必要と認める世帯
感震ブレーカー設置促進事業	地震が発生したときに自動的に電気の供給を遮断し、電気が原因となる火災を防ぐために、感震ブレーカーを設置した費用に補助金を交付します。	補助率：1/2（上限5千円） ※過去に利用した方は対象外	連絡先 海南市危機管理課 073-483-8406
ブロック塀撤去等促進事業	地震によるブロック塀等の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止するため、ブロック塀の撤去等に要する費用に対し補助金を交付します。	補助率：9/10（上限：45万円）	市内にある道路や公園などに面する高さ0.8m以上のブロック塀等の撤去費用及び撤去後の軽量塀等の新設費用に対し補助します。 連絡先 海南市危機管理課 073-483-8406